

総務省関係

総務省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	意見	意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	回答	最終的な調整結果
		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見							
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及があつたが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及もしくは、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	E 提案の実現に向けた対応を検討	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第17条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の助言を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 具体的には、市町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の一括調査システムJMU内に掲載し、直ちに都道府県が市町村の計画画面を開覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共享を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村についても、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画されることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
391	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及があつたが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及もしくは、都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	E 提案の実現に向けた対応を検討	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第17条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の助言を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化による助言を行うこととした。 具体的には、市町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の一括調査システムJMU内に掲載し、直ちに都道府県が市町村の計画画面を開覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共享を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画することを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 【再掲】 【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
699	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及があつたが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正においてはその次の議論である旨言及もしくは、都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	E 提案の実現に向けた対応を検討	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第17条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の助言を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化による助言を行うこととした。 具体的には、市町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の一括調査システムJMU内に掲載し、直ちに都道府県が市町村の計画画面を開覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共享を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 【再掲】 【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安令等の見直し	電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。		○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施	平成25年6月14日閣議決定の規制改革実施計画に基づき、対応中。	6【総務省】 (4) 消防は(昭23法106) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜参考＞ 6【経済産業省】 (2) 高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53))等については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (v) 液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガス又は燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらの方を充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203)] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。		
110	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る需給補助基準の廃止又は緩和		【全国市長会】 見直しを行う場合は、以下の問題点を十分に考慮することが必要。 (問題点) 補助金に係る予算の大幅な増加が見込めない中、基準額の緩和は指定都市の利便性を向上させる一方で、補助金獲得時の競争率を高め、結果的に指定都市以外の都市の財政を圧迫する可能性がある。	E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあっては、9,500万円以上としている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と協議してまいりたい。	6【総務省】 (10) 緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。			
233	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止		【全国市長会】 見直しを行う場合は、以下の問題点を十分に考慮することが必要。 (問題点) 補助金に係る予算の大幅な増加が見込めない中、基準額の緩和は指定都市の利便性を向上させる一方で、補助金獲得時の競争率を高め、結果的に指定都市以外の都市の財政を圧迫する可能性がある。	E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあっては、9,500万円以上としている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と協議してまいりたい。	【再掲】 6【総務省】 (10) 緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
629	緊急消防援助隊の要請方法の見直し		<p>【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町長がいる場合でも都道府県知事を経由せず、直接消防庁長官へ応援要請することができるよう規制緩和を行う</p> <p>緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内の対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり原則としては消防組織法第41条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事と通じ、消防庁長官へ応援要請することとなる。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることのできない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする旨としている。</p> <p>しかししながら、緊急消防援助隊の要援請は、県内の広域応援体制では消防庁長官が直接行なうべき大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管轄市は市町村である。とかくも、都道府県知事を経由せずに直接消防庁長官へ要請をすることは効率的効果的である。</p> <p>なお、市町村長から直接消防庁長官へ派遣要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可能となるものと考える。</p>	消防組織法第44条第1項、第2項		総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	<p>緊急消防援助隊の応援等の要請を行なう主体が都道府県知事とされている理由は、都道府県知事が、大規模・特殊災害が発生した場合において、当該都道府県内全域の被害状況を概観・把握し、必要と見込まれる消防力と管内の消防力を勘案して応援等の必要性を的確に判断し得る主体であるからである。</p> <p>仮に、市町村長が消防庁長官に対して直接緊急消防援助隊の応援要請を行なうこととなる場合、地域における総合的な災害対策の責任を負う都道府県知事の権限の迅速かつ円滑な行使に重大な支障を及ぼすことが見込まれ、災害対策上このような制度設計を行なうことは適切ではない。また、東日本大震災のような複数都道府県域にまたがる広域の大規模災害においては、消防庁に多数の要請が直接行われると、国における迅速な対応に影響を及ぼすことも想される。</p> <p>以上のことから、緊急消防援助隊の応援要請については、現行制度どおり、都道府県知事が消防庁長官に対して行なうこととすることが適切である。</p> <p>しかしながら、市町村長から都道府県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行なった旨の情報については、消防庁長官が緊急消防援助隊の応援の必要性等を判断する上で、非常に重要な情報となり得るものであることから、この旨の市町村長から消防庁長官に対する情報提供の在り方については、今後、検討してまいりたい。</p>	回答については、了解しました。 今後とも、大規模・特殊災害の発生に対し、住民の生命・財産を守るために、緊急消防援助隊の迅速かつ円滑な応援体制をいたくご協力をお願いしたい。	
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)		<p>【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行なうこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本の市役所市移行(平成24年実)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したもの。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなりており、十分な事務の簡素化に繋がっていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復による期間(2~3週間程度)が短縮されることが考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。</p> <p>【その他の問題】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件事務が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。</p>	地方自治法第252条の17の3第3項 (条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項		総務省、国土交通省	熊本県	C 対応不可	構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務が市町村が処理することになった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。	意見なし	
880	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和		<p>新交通ネットワークについて、平成6年8月、広域的な拠点あるひしま西風新都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト削減の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。</p> <p>その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎える设备等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。</p> <p>こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方債の負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。</p> <p>(詳細は別紙1を参照。)</p>	地方財政法第5条		国土交通省、総務省	広島市	D 現行規定により対応可能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができるとしている。広島高速交通㈱は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行なうインフラ外施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独一般事業の対象となる。	意見なし	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
629	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	緊急消防援助隊の応援等要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に緊急消防援助隊の応援等要請をすることが可能であり、さらに、この要請をすることが出来ない場合には、消防庁長官に対して直接要請することが可能である。	【全国市長会】 地震等の広範囲な災害では多数の被災市町村から同時に要請が入る可能性があるほか、要請基準の統一も図られないため、消防庁や応援都道府県の混乱が懸念されることから、慎重な検討をする。	E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊の応援要請については、現行制度のとおり、都道府県知事が消防庁長官に対して行うこととすることが適切である。 しかしながら、市町村長から都道府県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行った旨の情報については、消防庁長官が緊急消防援助隊の応援の必要性等を判断する上で、非常に重要な情報となり得るものであることから、この旨の市町村長から消防庁長官に対する情報提供の在り方については、今後、検討してまいりたい。	6【総務省】 (2)消防組織法(昭22法226) 緊急消防援助隊の応援等に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る。			
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。				
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設整備及び設備更新に対する起債制限の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5章第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業は、地方債の特例が認められていくことに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5章第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、第12条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限緩和を行って、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律		国土交通省、 総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では充分な対応が因難でないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要なと考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。 以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティ・レール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。	意見なし
9	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、市長・市議選挙における電子投票を実施している。 これまで計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化・無効投票の減少・投票方法のアバリティ化という効果を実証し、電子投票の信赖性はゆきぎなものとなっている。 現行の法規においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するかしない(国政選挙が混載することから、住民から何が選ぶかと全く別の選挙での電子投票の実施を望む声が多く寄せられているところである。また、国政選挙での電子投票が認められないことから、導入を検討している多くの自治体の障壁にあっており、原則のままで、電子投票制度の普及は遅れて進まないばかりか、制度を維持することも困難となるのではないかと危惧しているところである。 なお、国政選挙は個人によって、開票時間の大幅な短縮や無効票の減少などの効果が広く有効性に浸透することで、導入に対するコンセンサスが得られやすくなると考えており、電子投票が広く全国に普及することで経済節減にも寄与するとの点を考えている。	公職選挙法第46条		総務省	新見市	C 対応不可	①国政レベルでの大規模な選挙で、自書式投票を採用しているのは、先進国の中でも日本のみである。 ②1回の国政選挙で約700億円かかっている状況で、その費用の削減には開票時間の短縮による時間外手当等の削減が最も効果的である。 ③正確で迅速な開票結果を国民に提供するには電子投票の導入がベストである。 以上の3点の理由により、電子投票を全国に普及させるため、選挙制度を所掌する総務省に対し、積極的な検討を要望するものである。	
56	市町村選挙における争訴手続の見直し	【現状】 市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選舉に係る選舉無効及び当選無効の訴えについては、市町村選管に対する異議の申出(「公選法202①、206①」)、都道府県選管に対する審査の申立て(「公選法202②、206②」)を経て、都道府県選管の裁決に不服がある場合は、都道府県選管を被告として第一審裁判所に訴訟を提起することができる(「公選法203、207」)こととなっている。 【制度改正の必要性】 都道府県選管が審査亭として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府県選管が被告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都道府県選管への異議申出の後、直ちに都道府県選管を被告として出訴できることと比較して不均衡であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】 なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立てがなされ、最終的には平成19年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条		総務省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選舉管理委員会の異議の決定(不服がある場合に都道府県の選舉管理委員会に審査を申し立てることができる)こととし、さらに当該審査の申立ての棄却に対して不服のある場合に、都道府県の選舉管理委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期に選挙・当選の効力を確定させる等の観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法が制定当時からの制度であり、現在の市町村の行財政基盤の状況に照らすならば、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関といった処分について、個別法の規定に基づいて國や都道府県に対して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的関係との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見等を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	本県の提案について、貴省において有識者の意見を聞きながら、議論を行うことを検討されることであり、是非この機会に積極的な議論が行われるようにお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
88	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。		
9	国政選挙への電子投票の導入			【全国市長会】 電子投票に係る課題解決を行うとともに、先進的な団体において導入・実施できるよう検討すること。		C 対応不可	電子投票に係る課題解決については、機器の信頼性向上のための技術的条件の見直しや当該条件への適合確認等の取組を実施しているほか、財政的支援として特別交付税による措置を講じているが、国政選挙において電子投票の実施を可能とすることについては、現行の自書投票主義の変更を伴うものであり、投票方法の在り方に関わってくるものであること。また、国政選挙に電子投票を導入する法案が過去に議員立法として提出されたが、投票結果の検証手段や参議院比例代表選挙の名簿登載者の公平な表示、導入費用等が論点となり最終的に廃案になった経緯もあることから、国会において十分にご議論いただく必要のある事項である。		
56	市町村選挙における争訟手続の見直し	都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁判的判断については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。		【全国市長会】 現行制度で特に支障はないところである。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	第一次回答に対するご意見を踏まえ、対応して参りたい。	6【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
331	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべき。	①地方自治法の改正により都道府県選舉管理委員会は市町村選管管理委員会の指揮監督権を有しない。 ②市町村の選挙について実情を最も把握しているのは当該市町村の選管委員会であり、訴訟上の当事者主義にもがく。 ③市町村選舉管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条		総務省	群馬県	E 提案の実現に向けた対応検討	市町村の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選管委員会の異議の決定に不服がある場合に都道府県の選管委員会に審査を申し立てることができることと、さらに当該審査の申立に対する異議に對して不服ある場合に、都道府県の選管委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期削除選挙・当選の効力を確立させるものの観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法が制定当時の制度であり、現在の市町村の行財政基盤の変化に対応するうえで、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関いたる部分において、個別法の規定に基づいて國や都道府県に對して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的間接との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見等を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	積極的な議論をお願いしたい。	
332	政治資金収支報告書のインターネット公表の公表期間の制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの掲出は、法定受託事務の処理基準において、3年と定められている。県民の利便性の向上や業務の効率化の観点から、掲出期間の制限を撤廃すべき。	①本県では収支報告書の文書保存期間を5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 ○平成22年度請求件数(請求対象団体数) 43団体分 ○平成23年度請求件数(請求対象団体数) 7団体分 ○平成24年度請求件数(請求対象団体数) 3団体分 ○平成25年度請求件数(請求対象団体数) 請求なし ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ベースでは件数は上記より減少する。 ②インターネットによる提出期限を文書保存期間と合わせることで、情報の透明性向上と公開手続きの簡素化、利便性向上につながる。 ③政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくことは、政治資金規正法の立法趣旨にもかなうものである。 ④事務上の支障を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は大ききく、かつ、法解釈の変更によって容易に達成できる事項である。 ⑤都道府県の判断で可能な限り公表しておけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃したい。	政治資金規正法第20条第4項、第20条の2第2項	別紙あり	総務省	群馬県	C 対応不可	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者の政治活動が国民の監視と批判の下におかれるようにすることを目的に、①政治団体の会計責任者の会計帳簿の保存(第16条第1項)、②総務大臣又は都道府県の選管委員会による収支報告書の保存(第20条の2第1項)、③収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求(第20条の2第2項)などの仕組みを設けており、これらの保存又は閲覧等の請求の期間は、いずれも収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までとされている。 収支報告書のインターネット公表に関しては、e-Japan戦略等に基づき、各行政機関による任意の行政サービスの一環として行っているものであるが、収支報告書の保存又は閲覧等の請求の期間内において認められるものである。 収支報告書のインターネット公表に関しては、e-Japan戦略等に基づき、各行政機関による任意の行政サービスの一環として行っているものであるが、収支報告書の保存又は閲覧等の請求の期間内において認められるものである。 なお、保存又は閲覧等の請求の期間そのものを見直すことについては、上記の期間など政治資金規正法上の規定を見直す必要があり、政党その他の政治団体の政治活動のあり方と密接に関連する事項であるので、まずは各団体の各党各派で十分に議論がなされる必要がある。 また、収支報告書に係る電磁的記録を閲覧期間を超えて保存すること、当該記録を情報公開条例に基づき閲覧等に供することは、政治資金規正法上禁止されているものではない。	収支報告書のインターネット公表が、政治資金規正法に規定する保存又は閲覧期間に限定されているため、この期間を超えてインターネット公表を行なうことが禁じられていないとの解釈を採っている。 法で規定する保存期間を超えての保存が許容されている以上、当該保存に代えてインターネット公表することもまた許容されているものであり、当該公表は各行政機関の判断により、行なうことができるものと考えられる。 仮に、閲覧について、法定期間を超えて行なうことは政治資金規正法が許容していないとの解釈であっても、保存が許容されている以上、当該文書の性質(閲覧期間を通じて完全に公表を認められており、閲覧期間を超過してもなお、事実上全部開示となるものであり、かつ、政治資金規正法がこれを妨げない、いらない)にかんがみ、各行政機関独自の判断でインターネット公表の期間を設定し、公表することは、差し支えないものと解する。	
66	広域連合が国に移譲の要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に直接に関連する事務に限られており、当該広域連合の事務に直接に関連する事務を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる構造の構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めた段階で、構成団体が丸となって取り組んできた。今後更なる広域行政に取り組むため、西鉄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めるようとしている。しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在扱っている事務と密接に関連する事務に限定されるところから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	地方自治法第291条の2第4項		総務省	関西広域連合	C 対応不可	広域連合がや都道府県に對して広域連合が処理することとするよう要請できる事務は、当該広域連合の処理する事務に密接に関連するものとするとする根拠は、 ①広域連合の制度が高度の入り込み体制を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事業・事業の分配が著しく進んでいくことが強く含まれることから、仮に要請が受け入れれば、運営が行われることから、移設後速やかに広域連合で実施できるものと考えている。 ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上開示し得ないにかかわらず、要請できる範囲を予測可能なものとおくことが適切であると考えられることといつても是旨から設けられたものである。従って、密接に関連しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行なう際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請を受け入れられるは、速やかに事務を処理していくことができるのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していただきたい。 ③国からの事務・権限の移譲の要請にあたっては、広域連合として執行体制や財源の確保について検討した上で行うことになり、所要財源の確保や国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を求ることもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体における合意が必要とされるため、御指摘の予測可能性については何ら問題ないと考える。 総務省の回答では、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していただきたい。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
331	市町村選挙における争訟手続の見直し	都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的判断については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に教示する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を負たせるよう見直すべきである。	【全国市長会】 いわゆる裁定的判断との関係等で検討の余地はあると考えるが、現行制度で特に支障はないところである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	第一次回答に対するご意見を踏まえ、対応して参りたい。		【再掲】 6.【統考者】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		
332	政治資金収支報告書のインターネット公表の公表期間の削減撤廃			C 対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収支報告書のインターネット公表は、政治団体に係る政治資金の收支の公開を行うことであり、収支報告書の保存とは異なるものであって、取扱いも異なる。 ○ 前回も回答したとおり、政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者の政治活動が国民の監視と批判の下におかれるようすることを目的に、①政治団体の会計責任者による会計帳簿の保存(第16条第1項)、②総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会による収支報告書の保存(第20条の2第1項)、③収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求(第20条の2第2項)などの仕組みを設けており、これらの保存又は閲覧等の請求の期間は、いずれも収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までとされています。 ○ 収支報告書のインターネット公表に関する問題としては、e-Japan戦略等に基づき、各行政機関による任意の行政サービスの一環として行っているものであるが、政治資金規正法に定める収支報告書の保存又は閲覧等の請求の期間内において認められるものであることから、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までに限られるものである。 ○ なお、インターネット公表の期間延長のために保存又は閲覧等の請求の期間そのものの見直すことにについては、政治資金の収支報告制度に係る上記の期間など政治資金規正法上の規定を見直す必要があり、政党その他の政治団体の政治活動のあり方と密接に関連する事柄であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。 				
66	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大			E 提案の実現に向けて対応を検討	下記アイウについて広域連合やそれを組織する地方公共団体のご意見を伺いながら、関係省庁とともに検討していただきたい。 ア「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見」の①及び②について、要請に先立つて要請について構成団体の議会の議決を求めるなどと制度的手当が必要となるところ、いかなる方法が考えられるか。 イ 広域連合の執行体制について、職員は構成団体の職員に併任をかけることを想定しているのか、広域連合の専任職員とすることを想定しているのか、また、事務を行う場所についてどのような考え方をしているのか。 ウ 要請を検討している直轄道路、河川の管理権限の移譲について、都道府県ではなく、広域連合で処理することの意義・メリットは何か(具体的な事例に即して)。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
831	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定される。しかし、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する事務」削除。幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めた課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。今後更多的広域行政に取り組むため、整備道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めてようとしている。しかし、当該規定により移譲を求めることが出来る事務は、関西広域連合が現在扱っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	地方自治法第291条の2第4項		総務省	兵庫県	C 対応不可	<p>広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に密接に関連するものに限ることとする規定は、 ①広域連合の制度を受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が上級機関し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適切であると考えられるること といった趣旨から設けられたものである。従って、密接に連携しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行った際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができるのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していただきたい。</p> <p>・国への要請にあたっては、国との間で具体的に詰めた上で移譲が行われることから、移譲後速やかに広域連合で実施することが可能である。</p>	
67	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関との協議が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。	地方自治法第291条の3第2項		総務省	関西広域連合	C 対応不可	<p>都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可しようとするときには、国の関係行政機関との間に協議しなければならないこととする規定は、 ①広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に関する法令等に係る関係行政機関に協議することが適當であること ②都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るものであり、規約の改正が得本的に国からの権限移譲につながり得ることを踏まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適當であることを示す規定である。 といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃止することはできない。 ○なお、 ・広域連合の事務所の位置の変更 ・広域連合の経費の支弁の方法の変更 ・国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合については、総務大臣の許可是不要とされている。</p> <p>広域連合の規約改正は、主に国からの事務・権限の移譲や構成団体からの事務の持ち回り移管による広域連合の事務の範囲の拡大を契機として行われることになるが、 ①国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がなされることはあり、規約改正許可申請の際に、改めて協議する必要はないことから、規約改正許可申請の際に、改めて協議する必要はないこと。 ②将来的に国からの権限移譲につながり得るものであり、それは具体的な権限移譲の際に協議すれば足りるものであり、この規約変更手続きの段階での協議は不要であると考える。 また、広域連合の規約改正の手続きとしては、総務大臣への許可申請にあたっては、全ての構成団体の議会の議決を要することとされていることから、地方分権の観点からは総務大臣許可の際の関係行政機関の長への協議は不要ではないかと考える。</p>	
832	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関との協議が必要となるが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかかるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。	地方自治法第291条の3第2項		総務省	兵庫県	C 対応不可	<p>都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可しようとするときには、国の関係行政機関との間に協議しなければならないこととする規定は、 ①広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に関する法令等に係る関係行政機関に協議することが適當であること ②都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るものであり、規約の改正が得本的に国からの権限移譲につながり得ることを踏まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適當であることを示す規定である。 といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃止することはできない。 ○なお、 ・広域連合の事務所の位置の変更 ・広域連合の経費の支弁の方法の変更 ・国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合については、総務大臣の許可是不要とされている。</p> <p>国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がなされるので、申請の際に改めて協議する必要はない。 将来的に国からの権限移譲につながり得るとても、それは具体的な権限移譲の際に協議すれば足りる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
831	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大			E 提案の実現に向けて対応を検討	下記アイウについて広域連合やそれを組織する地方公共団体のご意見を伺いたい。関係省庁とともに検討していただきたい。 ア「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見」の①及び②についてお要請に先立つて要請について構成団体の議会の議決を求めることなど制度的手当が必要となるところ、いかなる方法が考えられるか。 イ 広域連合の執行機関としての議長・副議長・議員の職務に併任をかけることを選択しているのか、広域連合の議員は公私を想定しているのか、また、事務を執行所についてどのようにしているのか。 ウ 要請を検討している直轄道路、河川の管理権限の移譲について、都道府県ではなく、広域連合で処理することの意義・メリットは何か(具体的な事例に即して)。				
67	広域連合の規約変更手続きの弾力化			C 対応不可	総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないこととする規定は、そもそも当該事務を広域連合で処理することが妥当な事務であるかといったことを含めて、当該規約の改正が当該事務に関する法令等に合致しているか、当該法令等を所管する関係行政機関に協議するという趣旨があることから、本協議を廃止することはできない。(たとえば、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条の規定により都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされており、広域連合に対する許可、助言、報告聴取等を行う立場にある都道府県が、後期高齢者医療広域連合に加入することができるかは、関係省庁に確認することが必要。)				
832	広域連合の規約変更手続きの弾力化			C 対応不可	総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないこととする規定は、そもそも当該事務を広域連合で処理することが妥当な事務であるかといったことを含めて、当該規約の改正が当該事務に関する法令等に合致しているか、当該法令等を所管する関係行政機関に協議するという趣旨があることから、本協議を廃止することはできない。(たとえば、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条の規定により都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされており、広域連合に対する許可、助言、報告聴取等を行う立場にある都道府県が、後期高齢者医療広域連合に加入することができるかは、関係省庁に確認することが必要。)				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
320	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに係る議会の議決事項の例外化	議会の議決事件を定めた地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の義務を負う場合、その損害賠償の額の決定についての事案について議会の議決を待ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。実際には路上で発生する自動車事故による損害賠償事案は、金額が少額の方のが大部分であるから、自動車事故に係る損害賠償額を定める一定額以下とのものを議決事項から除外する措置をお願いしたい。	地方自治法第96条第1項第13号			総務省	萩市	C 対応不可	地方自治法第96条第1項第13号に規定する「損害賠償の額の決定」の議決については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、あらかじめ一定の金額を限度として、その範囲内で長に専決処分せることもできるものである。 損害賠償額の決定について、議会の議決を要することとされているのは、損害賠償額の決定が地方公共団体にとって異例の支出義務を負うものであつて、その責任の所と及び賠償額の適正を図ることが旨であり、その決定について執行期間の事務を監視して、その適正な事務処理を担保することにあると解釈されるが、以下の理由から、自動車事故に係る損害賠償額を定めることが、専決処分後、議会へ報告する必要性はないと考えられる。手続きを簡略にするうえで当該報告の廃止について全国一律の改正(改正)を求める。 ① 地方自治法第180条の項の専決処分については、議会がその権限に属する事項について、議会が自ら長に対してその権限を委ねるものである。 ② その対象も「議会の権限に属する経常的な事項」に限られている。 ③ 現在、自動車事故に係る損害賠償額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。		
564	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。一方、民事訴訟法第395条では、債務者の申立てに基づき裁判所が支払を督促する支払督促に対し、債務者がから異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立て時に遡って訴訟の提起があつたものとみなされ、「支払督促から訴訟へ移行する」。これに伴い、原告の指定期限(訴訟開始後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事決の手続を終了上で訴訟手数料を納付することが必要となる。ところが、議会開会中は法179条による専決処分を行うことができず、あらかじめ法180条に基づき受け取ったうえで、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われる。そこで、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外として、首長が行えることとする。 支払督促は、債権の金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われる。そこで、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外として、首長が行えることとする。 なお本件において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任によつて専決処分事項となつてない理由(地方自治法第180条に基づく指定を受けている理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 异議申立てによる訴訟提起の事案が少なかったこと	地方自治法第96条第1項第12号			総務省	神奈川県	C 対応不可	民事訴訟法上、支払督促に対し異議申立てがあると、申立て時に遡って自動的に訴訟へ移行します。 一方、地方自治法上、地方公共団体が訴訟を提起する場合は議会の議決を要するため、支払督促が訴訟へ移行してから議会の議決を得るまでの間は、訴訟案件を満たさない不適法な状態が継続することとなります。 支払督促のため、債務者に金銭の支払いを求めるものであり、異議申立てにより訴訟へ移行したとしても、財政的負担を生じ、また、訴訟の結果が地方公共団体の利害、権利關係に重大な影響を及ぼすものではないため、これを議決事項から除外してしまっても、地方自治法第96条第1項第12号の立法趣旨には反ししいものと考えます。 したがって、支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については議決事項とすべきではないと考へていますが、違法な状態を根本的に解消する必要があるものと考えます。 なお、地方自治法第179条第1項については、地方公共団体の長は指定の専決権を有していないこと、また、地方自治法第179条については、議会開会中は行うことができないこと、という制約があります。		
706	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたときは、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。一方で、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行なうべきである。 くつろぎの実績> 平成22年度：5市町村において14件 平成23年度：1市町村において1件 平成24年度：5市町村において15件	地方自治法第9条の5			総務省	鹿児島県	C 対応不可	総務省の意見においては、事務処理の特例により都道府県知事の「是正の要求」権限(地方自治法第252条の1704第1項)をもとに、自治体間の紛争処理について懸念を示しているところであります。 地方自治法第9条の5の規定では、紛争状態を解決する手段としては、都道府県知事は都府県市町村の申請に基づく「調停」(地方自治法第251条の2)に付するしかないところであり、現行規定上の紛争解決手段と本県で実施している市町村長が告示を行う場合における紛争解決手段との間に差はないと考える。 また、調停に付する前の手続としては、都道府県として都府県市町村に対して事実上の調整を行うとともに、告示の撤回等について「是正の勧告」(法第245条の6)をすることになると考へる。 一方、地方自治法第260条に基づく市町村区域内の町又は字の区域に係る事務について、第2次一括法により都道府県知事の届出は必要ないものとされ、市町村長が告示することとされていますが、「新たに生じた土地の確認に係る事務」と市町村区域内の町又は字の区域に係る事務とは、併せて取り扱うことが望まれるため、法令上、市町村に権限を移譲することはできない。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
326	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに係る議会の議決事項の例外化					D 現行規定により対応可能	提案内容については、前回回答のとおりである。 なお、議会の委任による専決処分について、専決処分をしたことの報告を行うことの一連の手続として妥当なものであつて、自動車事故に係る損害賠償の額が必要とし機械的に定まるものではないことからも報告が必要と考えられる。また、議会の専決処分及び専決処分に係る申請については、地方公共団体内部で扱う長上級の権限配分に関するものであり、全國三議会議長会からは、「提案事項のうち、議会の議決事項に係るものについては、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべき」との意見が出されていることから、これらを踏まえた対応が必要である。		
564	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化					D 現行規定により対応可能	訴えの提起は、相手方に對し金銭の支払いを求めるものも含め、地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決事項となっているが、支払督促についても異議申立てがあった場合には、訴えの提起みなされるものであり、当初から訴えの提起があった場合などなんら変わるものではないことから、議決事件から除外することは適当ではないと考えられる。 なお、議会の議決事項及び専決処分に係る事項については、地方公共団体内部における長と議会の権限配分に關わるものであり、全國三議会議長会からは、「提案事項のうち、議会の議決事項等に係るものについては、二元代表性における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべき」との意見が出されていることから、これらを踏まえた対応が必要である。		
706	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	提案団体の提案に沿って、告示事務は市町村が行うようにするべきである。				C 対応不可	鹿児島県の提案では、請停までの間ににおいて、是正の勧告ができることが指摘されているが、是正の勧告を受けた市町村には尊重義務があることとなるため、複数の市町村が自らの立場に固執して告示を拒否した場合には、告示の重複が避けられず、住民生活に大きな混乱が生じることとなる。 他方、現行のうように、条例による事務処理の特例制度により都道府県の事務を市町村が処理することとした場合には、都道府県知事は是正の要求の権限が残ることになり、この是正の要求を受けた市町村は是正は改善のための必要な措置を講じなければならない義務を負うこととされていることから、告示の重複を解消した上で、調停を行うことができ、混亂を回避することが可能である。 なお、現在、複数の市町村が帰属を主張している例としては、東京湾中央防波堤埋め立て地についての江東区と大田区の事例がある。 また、新たな土地の確認は、市町村間の区域に係る争いが生じるため、市町村間に關する連絡調整に關係するものを処理することとされている都道府県が権限を持って調整すべきものであり、1つの市町村内の町又は字の区域に係る事務の取り扱いは区別されるべきものである。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
147	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲		当該補助金の財産処分の届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分の届出がほどんど、技術的なチェックを要しないものである。 情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の届出の受理権限を都道府県に移譲する。 については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条		総務省	鳥取県、京都府	E 提案の実現に向けて対応を検討	今回、財産処分の権限移譲に関して、権限移譲する範囲が異なる二つの提案(管理番号147及び351)を受けていることもあり、提案団体及び地方総合通信局と協議し、範囲を精査する必要があり、直ちに措置できないと考える。今後、地方総合通信局及び地方総合通信局を通じて提案団体との間で提案内容を検討し、権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	当県は徳島県提案(351)の共同提案県でもあり、当県提案と徳島県提案の提案内容に相違はないものと認識していることから、速やかに要綱改正を検討されたい。
351	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出の移譲		補助金の交付を受けて整備された移動通信用鉄塔について、事業者が利便性向上のための機器更新を行う場合、処分許可年限未満のものは、財産処分の届出が必要となる。鉄塔・鉄柱本体は処分制限期間が40年と長いため、通信事業者は鉄塔・鉄柱本体を利用して、MOVAからFOMA、LTEなど時代のニーズに応じて無線通信設備の機能(エリックssonの拡張や変更を急速に進めており、その都度、園への届出が必要となっている状況にある。通信事業者によれば、毎年、何一件も機器更新を行なう場合があり、都道府県を経由して、その都度園への届出が必要となる。 移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。 移動通信用鉄塔施設、設備の財産処分の届出については、権限を都道府県におろすことで、住民の利便性向上やアドバイスを迅速かつ効率的に行なうことが可能となる。(他の国の補助事業の財産処分の場合とは、処分の性質を異にする)もちろん、鉄塔本体の処分のようなら資産の財産処分については、これまでどおり間に申請が必要ですべきであると考えます。 権限委譲(伴う期間の短縮について、都道府県に権限を委譲することにより、全体で1ヶ月以上の期間かかっていたものが、約2週間以上の期間短縮が可能となる。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条		総務省	徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県	E 提案の実現に向けて対応を検討	今回、財産処分の権限移譲に関して、権限移譲する範囲が異なる二つの提案(管理番号147及び351)を受けていることもあり、提案団体及び地方総合通信局と協議し、範囲を精査する必要があり、直ちに措置できないと考える。今後、地方総合通信局及び地方総合通信局を通じて提案団体との間で提案内容を検討し、権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	本県の提案主旨は、管理番号147と同じであるので、管理番号147号の提案に基づき速やかにご検討願いたい。
201	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和		定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体においては、中心市として位置づけを可能とする。 定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体においては、中心市として位置づけを可能とする。 そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件に幅を持たせ、本市の実的な現状に、別紙のとおり	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総務省第39号総務事務次官通知)	別紙あり	総務省	花巻市	C 対応不可	定住自立圏構想は、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出を止め、地方圏への人の流れを創出するという問題意識のもと、「集約とネットワーク化」の考え方方に基づき、中心市と近隣市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした施策です。 このことを踏まえ、中心市については、圏域全体のマネジメントを担い、必要な生活機能の担当部分に責任と役割を持つことが求められることから、都市機能が既に一定集積しており、近隣市町村の住民もその機能を活用していることを客観的に示す指標として、①人口5万人程度以上、②昼夜間人口比率1以上との要件を定めているところです。 なお、総務省としては、定住自立圏構想のほか、「地域の元気創造プラン」など様々な手法により、関係省庁とも連携しながら、地域活性化の取組を支援してまいりたいと考えております。 つきましては、人口5万人程度・昼夜間人口比率1以上と定義されている「中心市」においても同様の取り扱いをしていただけるよう、重ねて要望いたします。	定住自立圏構想を活用した「地方中核拠点都市圏」につきましては、中核市・特例市の市長と総務大臣との懇談会の席上、「昼夜間人口比率が1以上」との要件が一部の中核市によって課されているとの意見に、総務大臣より「人口を満たせない市からの申請も受け付け、国に提出される計画の内容次第で拠点都市として認める考え方を表明し、要件の緩和について言及があった」と伺っております。 つきましては、人口5万人程度・昼夜間人口比率1以上と定義されている「中心市」においても同様の取り扱いをしていただけるよう、重ねて要望いたします。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
147	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		E 提案の実現に向けて対応を検討	権限移譲にあたっては、地方総合通信局を通じて提案団体との間で権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、全国同一基準での財産処分が行われるよう具体的かつ明確に絞り込む必要があること及び財産処分の手続きにおいては電気通信事業者と市町村との間で実質的な事務が発生することから市町村の意見も十分に踏まえる必要がある。権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	4【経済省】 (3)移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。			
351	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		E 提案の実現に向けて対応を検討	権限移譲にあたっては、地方総合通信局を通じて提案団体との間で権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、全国同一基準での財産処分が行われるよう具体的かつ明確に絞り込む必要があること及び財産処分の手続きにおいては電気通信事業者と市町村との間で実質的な事務が発生することから市町村の意見も十分に踏まえる必要がある。権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	[再掲] 4【経済省】 (3)移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。			
201	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	E 提案の実現に向けて対応を検討	地方中枢拠点都市については、昼夜間人口比率の要件を「おおむね1以上」としているところです。ただし、昼夜間人口比率については、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用していることを示す客観的な指標であります。そのため、地方中枢拠点都市圏構想においても、その要件については1以上であることを基本としていますが、地方中枢拠点都市における要件の考え方を参考に、定住自立圏の中心市における要件について必要な検討をしてまいりたいと考えております。	6【経済省】 (1)定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏における連携中枢都市の要件の考え方を参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。			

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
	298 国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止			E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県の国民保護計画の変更については、提案のとおり、都道府県の意向を踏まえ、必要があれば年に複数回の手続きを行ななど適時見直しができるよう対応する。今後、全國都道府県担当課長会議や都道府県国民保護計画の変更に関する調査の際に、この旨を周知する予定である。 なお、内閣総理大臣協議の廃止については、前回回答のとおり。		6【総務省】 (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16年11月22日法律第112号) (112) (内閣官房と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行なう内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。		
614	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大			C 対応不可	本法は、財政力の低い後進地域において、補助金等をかさ上げすることにより、財政的負担の大きい、特に大規模かつ事業の効果が広域にわたる事業を推進することを目的としているところ。したがって、国土保全や国民経済上の重要性から、国が指定する一級河川等の流域の災害を防止する地すべり対策事業など、対象事業を限定しており、要件の緩和は不可能。				
680	地方債対象事業の拡充	【全国市長会】 民間に対する補助を起債対象とするよう緩和が必要であるが、耐用年数が延びない維持修繕費を対象とすることを認めるかについて慎重に検討すること。		C 対応不可	【民間事業者による公共施設整備】 地方財政法上、公共的団体又は民間事業者のうち公的セクターの意思により実現する運営が可能となる団体でなければ、公的セクターの観点から、地方債を財源として補助金を支出する対象となることはできない。 一方で、地方債を財源とした公共施設は、民間負担の公平の観点から、当該地方債の償還以降も費用負担などを考慮する場合、公共的団体等が資本金等の2分の1以上の出資をしている法人等であれば法人自身の運営にかかる公的セクターの統治が及ぶため、このことが担保されると一方、完全な民間事業者については、このことが担保されないと認められる。ただし、一般論として、事業主体が民間事業者であっても、個別の法律において、事業主体や事業内容等について一定の要件を設けた上で、地方財政法第5条の特例として、補助金を拠出する場合の財源として地方債を発行することを認めることはあり得る。 【維持修繕に要する経費】 施設の維持修繕に要する経費は、施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持修繕に要する経費は起債対象外である点で、起債対象の基準は明確となっていると考える。 施設の長寿命化に資する大規模修繕以外の維持修繕に要する経費は、経常的に必要となるものであり、こうして経費の財源に地方債を充てることは、単に将来世代に負担を転嫁することとなるため、世代間負担の公平の観点から、一般財源をもって措置することが適当である。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
813	地方自治事項の官報 報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載 事項(6項目)の官報掲載 業務を廃止すること。 <官報掲載事項> ①条例の制定は改廃 (義務を課し、権利を制限する事例について)、全般に影響が大きく、官報掲載の必要があるものに付ける。地方 税規制等で官報掲載の不実現につけての不服申立てに対する決定の要旨、②長の選挙結果、③特別法の 住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の設立する事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全文に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方 自治事項を掲載するものとされている。 【文庫事例】 官報掲載事項については、総務省で紙原稿で3部送付することになってい る。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲 載されるため、毎令日から1週間に以内に原稿送付をしなければ掲載されない など、事務の運営上時間の制約がある。	官報及び法令全文書 に関する内閣府令 第1条 「地方自治事項」の 官報掲載について 官報掲載要領により原稿を複数するよう取り扱ってきた ことである。このことについては、「地方自治事項の官報掲載について」(平成19年2月21日 総務省第24号令)と「官報掲載要領」(昭和52年6月16日付け内閣文第94号)に記載の とおり、地方公共団体が官報への掲載を希望するときには、「地方 自治事項」の官報掲載要領により原稿を複数するよう取り扱ってきた ことである。このことについては、「地方自治事項の官報掲載について」(平成19年2月21日 総務省第24号令)においても同様であり、從 前から、地方公共団体の業務を義務付けるものではない。 なお、今般の地方公共団体からの提案を受け、同要領の趣旨の明 確化を図ること、同要領の改正を行った。(平成26年8月6日付け総官 第164号「地方自治事項の官報掲載について(通知)」)にて、地 方公共団体へ通知した。	総務省、内閣 府	兵庫県、和歌 山県、徳島県 長	D 現行規定 により対応可能	・対応済と理解(本提案を受けて地方自治事項の官報掲載要領の改正が行 われた。)			
833	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができるとしている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に關して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らも臨機適切な対応を行ふことができる体制であれば、民間事業者がその業務を行ふことができる」とされており、ICTの利活用を含めて職員が遠隔で適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しては臨機適切な対応が可能と考える。	(総務省関係)平成 20年3月31日付総 行第15号、総行 第39号、総企 第53号「住民基本 台帳関係の事務等 に係る市町村の窓 口業務に關して民 間事業者に委託す ることができる範囲 について」、平成20 年9月6日付総務省 自治行政局市町村 課事務連絡「住民 基本台帳関係の事 務等に係る市町村 の窓口業務の民間 委託に関する質疑 応答について」 (法務省関係)平成 25年3月28日付法 務省民一第317号 「戸籍事務を民間事 業者に委託すること ができる業務の範 囲について(通知)」		総務省、法務 省	三鷹市	C 対応不可	「市町村の適正な管理下」にあれば、異例ない困難な事案が生じたときに、必要に応じて、市町村職員が、民間事業者の責任者に指示を与えて、自ら事務を掌握し処理するのが適当であるところ、基本的には市町村職員が常に所在している状況を想定している。 また、市町村が請負契約により民間事業者に委託をして業務を取り扱わせる場合、個々の業務遂行に当たって、市町村職員は民間事業者の責任者に対する指示などとまるため、不測の事態等が生じたときに、実質的に民間事業者の従業員に対して労務上の指揮命令を行ふことなどないように留意する必要がある。ご提案の件については、以上上の点を満たしていると判断できない。 なお、競争の導入による公的サービスの改革に関する法律第34条の規定は、民間事業者が、市町村の事務所外において「市町村の窓口業務に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することができる業務の範囲について(通知)」	①職員が遠隔で適正な指示を行う環境としては、ICT(テレビ電話システム等、音楽についてFAX)を活用しつつ、やり取りを行ななどを想定している。 ②また、市内に4箇所ある市政窓口のうち、土日祝も開設している三鹰駅前市市政窓口については職員が必ず常駐する形態とし、他の平日日中のみ開館している窓口については、本庁舎または、三鹰駅前市市政窓口の職員が遠隔で適正な指示をすることが可能と考え提案に至った。 なお、本庁舎からは、どの市政窓口にも10分程度で着くことができるため、不測の事態が発生した場合においても、本庁舎等から職員が駆け付ける体制を確保することは可能と考える。		
834	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄 本などの証明書等の交付 についての、本人が取得 する場合には、交付・不 交付の決定や請求内容等 の審査においても困難で ないと考えられるため、証明 書等の交付において交付・不 交付の決定や請求内容等 の審査を民間事業者が行 うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況 である。 異例ない困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な 事案については委託することが可能と考える。	(総務省関係)平成 20年3月31日付総 行第15号、総行 第39号、総企 第53号「住民基本 台帳関係の事務等 に係る市町村の窓 口業務に關して民 間事業者に委託す ることができる範囲 について」、平成20 年9月6日付総務省 自治行政局市町村 課事務連絡「住民 基本台帳関係の事 務等に係る市町村 の窓口業務の民間 委託に関する質疑 応答について」 (法務省関係)平成 25年3月28日付法 務省民一第317号 「戸籍事務を民間事 業者に委託すること ができる業務の範 囲について(通知)」		総務省、法務 省	三鷹市	C 対応不可	住民票の写しの請求にかかる交付決定及び請求内容の審査は、市 区町村長の権限とされており、公権力の行使に当たるため民間事業 者に行わせることはできない。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
813	地方自治事項の官報 報告事項の掲載廃止			D 現行規定 により対応可 能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確 認している。			6(総務省) (12)「地方自治事項」の官報掲載(内閣府と共管) 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がな いことを改めて明確化する。 [指図済み:平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知]	
833	住民基本台帳関係事 務及び戸籍事務に係 る市窓口業務の委託 に係る規制緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重すること。なお、ICTの利活用 等により、職員が適正な指示を行うことができるかな ど、十分な検証が必要である。	D 現行規定 により対応可 能	「市町村の適正な管理下」とは、例えば、民間事業者が、市町村の事務所内 において、窓口における住民等に対する対応や関係する一連の業務を行うに 際して、同一の窓内に民間事業者の従業員の業務処理を複数できる態様で、 市町村職員が常駐するような場合が該当するものである。このため、民間事 業者の従業員が不適正な事務処理を行うことのないよう、当該従業員の業務 処理に目が届く状態で管理し、異例なし・困難な事案が生じたときに、必要 に応じて、市町村職員が、民間事業者の責任者に指示を与えた、自ら事務を掌 握し処理すること等が求められる。 また、市町村が請負契約により民間事業者に委託をして業務を取り扱わせ る場合、個々の業務遂行に当たって、市町村職員は民間事業者の責任者に に対する指示にとどまるため、不測の事態等が生じたときに、実質的に民間事 業者の従業員に対して労務上の指揮命令を行うことにならないように留意する 必要がある。 特にこうした点と同様のことが、ご提案のように必ずしも同一施設内に市職 員が常駐しない場合であっても常に実現されるような仕組みが構築されるの であれば、ご提案のような業務委託は可能であると考えられる。	6(総務省) (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する 場合においては、民間事業者の従業員の業務処理に目が届く状態で管理する 措置や、異例・困難な事案が生じたときに市町村職員自らが事務を掌握し、 処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務に係る市町村の窓口業務 に關して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平20総務 省自治行政局市町村課等)における措置と同様の措置が常に実現されるよう な仕組みが構築されるのであれば、必ずしも同一施設内に市町村職員が常 駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知す る。			
834	住民基本台帳関係事 務及び戸籍事務に係 る証明書等の交付に 係る規制緩和		【全国市長会】 平易な事案については、委託できるよう、提案団体の 意見を尊重し、検討すること。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いた いたいものと考えている。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
								区分	回答	意見		
835	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコマース・ショッパー・端末の操作による規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務についてコミュニケーションカードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、窓口業務への影響が伸びている。住民基本台帳カードの利用は認めていないとされており、民間事業者による操作も可能としている。CS端末の操作を受託事業者においても使用可能することで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考える。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、窓口業務への影響が伸びている。住民基本台帳カードの利用は認めていないとされているが、民間事業者による操作も可能としている。CS端末の操作を受託事業者においても使用可能することで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考える。	平成20年3月31日付勅令第75号、総行旨第38号、総令第54号「住民基本台帳関係の事業等に係る市町村の窓口業務に關する件」(以下「CS端末」という)。	この操作を職員が行わなければならぬことから、手続に来たった市民を待たせることもつながりかねない状況となる。	総務省	三鷹市	C 対応不可	住民基本台帳関係の窓口業務について民間事業者に委託することができる業種は補助的な業務に限られており、住基ネット端末については操作することができない。	住民基本台帳(既存住基システム)については各市町村が直接管理している。住民基本台帳ネットワークシステムは都道府県が構築主体として稼働させているものであり、各市町村の住民基本台帳に記載していない本人確認情報についても検索が可能となっていていることから、市町村が主体的に管理しているとはいえない。	また、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付方法及び磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術基準(平成14年総務省告示第343号)において、住民基本台帳ネットワークシステムの端末機等を使用する職員は、アクセス権付与された職員に限定されていること。また住基ネットワークシステムの端末機の操作履歴を記録し、不正な利用に対する措置が講じられていること。これらを勘案すると、住基ネットワークシステムの端末機の操作履歴を記録し、不正な利用に対する措置が講じられていること。	これらを勘案すると、住基ネットワークシステムの端末機の操作履歴を記録し、不正な利用に対する措置が講じられていること。
950	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能化	地方公共団体が需要段階の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようにする。	本県流域下水道から発生する下水汚泥については、収集運搬及び処分を民間事業者の業務委託(特定調達契約)により実施している。当該業務については、その需要数量が年間約14,500t(約56t/日)と多く、また毎日発生する下水汚泥を継続的かつ安定的にCS端末を回りながら処分する必要があります。しかし、県内事業者については、その処理能力が約10t/日程度しかなく、県内事業者のみで全量を処分することができない。県外事業者についても、処理能力は35t/日以上あるが、県内事業者よりも約1割程度処分費が高く、処分費用の抑制という観点から課題がある。	複数落札入札制度による調達の実現に向けて対応を模索する。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条例の適用)	総務省	中国地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を模索する	複数落札入札方式については、既に国は調達制度においては定められている(予算決算及び会計会計臨時特例(昭和21年政令第568号)第4条の2、4条の10、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和56年政令第300号)第11条)。	当該方式による調達は、契約の数量を適宜分割して行うため、大口の契約には介入する能力のない中小企業にも入札に参加する機会を与えることができる反面、契約を分割することで、技術、品質、價格等に不統一をきたすことで、開札及び落札手続が通常の一般競争入札等に比べて煩雑で、談合の危険性も大きいとの指摘もあることから、制度化されている国の特定調達契約においてもその適正な運用に努めること」(昭和62年12月25日蔵第3015号大臣主計局長通達)と記されているところである。	これで踏まえると、・国における複数落札入札方式による調達の実態・地方公共団体において想定される物品等又は役務・当該方式を導入するための法令上の措置内容等の慎重な検討が必要であると考える。	
57	過疎地域自立促進方針の協議、同意の発表	【現状】過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に相談し、その同意を得なければならない。」この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議を要するものと定められている。	【現状】過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に相談し、その同意を得なければならない。」この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議を要するものと定められている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県がこれを実施し、国が特に措置により財政上、行政上、両面から支援するものである。	自立促進方針は、国がその内容に基づいて行政財政上の特別措置を講ずるものとされている市町村計画及び都道府県計画の大枠となるものである。国が特別措置を講ずるにあたって当該大臣について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の関与として、廃止することはできない。	また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告(平成20年12月8日)における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルマールに該当する条項である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
835	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるミュニケーション一元化端末の操作に係る規制緩和						C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	
950	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能化						E 提案の実現に向けて 対応を検討	当該提案については、1次回答のとおり。なお、全国市長会からの意見も踏まえて十分な検討を行いたい。	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国における複数落札入札方式による調達の実態や、地方公共団体の意見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止						E 提案の実現に向けて 対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の六本柱となるものであるため、この事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と、国の各分野の連携策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。 過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意をする協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのにに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に關し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものと考える。 なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6【総務省】 (8) 過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省及び国土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るために、事前協議と正式協議の手続の一一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画について、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行第143号、22農振第173号、国都地第71号	総務省、農林水産省、国土交通省	宮城県	C 対応不可	市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県との内容について協議することとしている。 このことによって、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が保たれることとなり、さもなくば、他の諸施策との整合性が保たれ、国・都道府県・市町村が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風景ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が「事業の中止」又は「大幅な事業量の減」について変更の手続きを行う場合に、事業の追加」又は「大幅な事業量の増」について変更の手続きをしようとすると同様に、都道府県の施策や他の諸施策との整合性を取る必要があることによってわりなく、都道府県との事前の協議が必要である。 例えば、基幹道路の整備(法律第4条)、公共交通下水道の幹線管渠等の整備(法律第5条)、医療の整備(法律第10条、第11条)及び高齢者の福利厚生(法律第18条)で定めた施設対策や、都道府県独自の過疎対策についても、当該対策を併用する際の事業の追加、中止、大幅な事業量の増減について都道府県と事業者と協議することで、都道府県が市町村に協力して造園水害対策などができる。 なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を伴うもののほか、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとしている。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)における「3つの重点事項の個別条項について具体的に掲げべき措置」別表2の中で「法制度上、当然に国の税制・財政上の特例措置が運びられる計画を策定する場合」として協議を許容されているところである。	特に意見なし			
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	【制度改正の必要性】農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項及び農林業生産の基盤整備及び開拓並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に連携して実施されるものに関する事項から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、「促進事業の実施に関する事項のみのため、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ」とされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1. 市町村中心の地域の自主性を生むた農林業等の活性化の目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でない。 2. しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行なう必要があることによるものである。 したがって、同法による協議・同意の義務付けは存続する必要がある。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)」の実施に関する事項及び「農林業生産の基盤整備及び開拓並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に連携して実施されるもの」に関する事項から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、「促進事業の実施に関する事項のみのため、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ」とされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1. 市町村中心の地域の自主性を生むた農林業等の活性化の目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でない。 2. しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行なう必要があることによるものである。 したがって、同法による協議・同意の義務付けは存続する必要がある。	所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。(農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施)			
326	地方債協議制度から届出制度への移行	【改正の必要性】現年、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出制度団体である。民間資金の借入れに当たると協議をすることを要しないとされている。他方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。 (現行) 民間資金 16%未満=届出、18%未満=協議、18%以上=許可 公的資金 18%未満=協議、18%以上=許可 (見直案) 民間+公的資金 18%未満=届出、18%以上=許可	協議不要団体が9割を超えていたものの、届出実施団体が2割にも達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに定着させるための制度の改定が必要である。 ①届出実施団体が増加しない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期や手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、業務の経減が図られる。なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入れを把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度へ移行した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という僅か2%の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出が変わることがあり、決算数値が確定するまでの間に届出が協議かが決まらず、事業的な支障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なることは考えられず、18%にて一本化し、区分の簡素化を図るべきである。	地方財政法第5条の3 別紙あり	総務省	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	C 対応不可	届出制度は、平成24年から施行されたものであり、現在運用3年目となっている。 届出制度を導入した際に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関連法律に関する法律(平成23年法律第105号)では、届出制度の導入から3年を経過した場合に、地方債の発行に関する国の方針の在り方を見直しを行なうこと規定している。 平成27年度の見直しにあたっては、地方債の信用維持、公的資金の配分調整の在り方等の観点から、地方団体、市場関係者等の意見を聞きつつ、慎重に検討することとしている。	地方公共団体の自主性及び自立性を高めるために届出制度が導入されたにも関わらず、届出実施団体が2割にも達していない現状を踏まえ、27年度の見直しに向け、同制度をさらに定着させるため、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することが必要である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一時簡略化			【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうえ、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項について、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るために本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事との関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとする場合には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとしているところである。(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第6条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることはできないものではない。	6【総務省】 (7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(農林水産省及び国土交通省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条B項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
326	地方債協議制度から届出制度への移行			【全国市長会】 公的資金の届出制については、提案団体の提案の実現に向けた検討が必要である。また、届出団体の要件の拡大については、十分な検討が必要である。	C 対応不可	平成27年度の見直しにあたっては、地方債の信用維持、公的資金の配分調整の在り方等の観点から、地方団体、市場関係者等の意見を聞きつつ、慎重に検討することとしており、現時点において、ご提案いただいた措置を前提とした見直しはできないが、今後の見直しにおいて、提案の趣旨を含めて検討していただきたい。	6【経済省】 (3) 地方財政法(昭23法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、平成27年度中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
565	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交流採用の可能性	「既と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することとして、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の間の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として雇用する「交流採用」から成っており、交換する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのとどく、民間企業の運営を確保しつつ、国機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることで、民間企業との間の人事交流が促進される。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員の範囲内での任用とさせるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま公務員として雇用されることが不可能となってしまい、民間企業に雇用されることがない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るために、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。			総務省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	民間企業の従業員を、その身分を保持したまま地方公務員として任用し、公務に従事させることについて、現行制度においても、以下の方法により可能である。 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第45号)に基づき、任期付職員として任用する。その際、官民企業等への従事に係る任命権者の許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)以下「地方公務員法」という。)第38条をすること。 ・地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職員等として任用すること。 具体的例として、東日本大震災の被災市町村においては、上記の方法により民間企業等の従業員がそのまま身分を保持したまま任用されている。 また、地方公務員を、その身分を保持したまま民間企業に雇用させることについては、地方法規に基づく研修派遣等の活用が考えられる。 なお、退職派遣の場合であっても、公益の法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項に定める場合は、退職手当に対する原則上、退職派遣者などといった期間を職員の引き継ぎなしに在職期間から除算しないこととする等により、退職手当において不利益な取扱いとならないよう、必要な措置を講ずることとしている。	官民人事交流法と同様の制度を創設することにより、人事交流に係る手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化を図ることができる。	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告収集及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲すること。	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告収集及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っている。地域における省エネルギーの使用状況等を把握することができないため対策を重点化することができず、また指導・助言する権限がないため、取組みの結果が限定的になっていた。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することができなければ、地域内における省エネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組】とするための工夫「求める措置の具体的な内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組ができる。		エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条		経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、経済委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	本提案に対して、当省のみで権限委譲の可否について判断を行うことは難しい。 また、特定事業者等に対する指導・助言、報告収集、立入検査権限の地方公共団体へ委譲するにあたっては、これらの権限を有している全ての各関係府省庁が横並びで対応する必要があると考えられるところ、経済産業省が中心となり、対応を検討する必要がある。	経済産業省のみの判断が難しいとの回答があるが、本案件においては、地方分権改革に基づく提案募集のスキームにより提案を行っているものであり、関係府省庁の調整を行った上で回答すべきものと考える。 なお、経済産業省から、昨年度の全国知事会の意見を理由に「対応不可」とされ、これに対して以下の意見を提出したことを利用参考までに申し添える。 昨年度検討されたのは「全国一律一齊の権限移譲」であるが、全国知事会と府省庁の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。昨年度の提案は、全国一律一齊の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会議としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるとの考える。	
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人が危かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を超えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考える。 それら基本点ながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること、日ごろから、訓練等を通して、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。		自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	相模原市・浜松市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県、災害対応能力、消防等を活用してもお対応できず、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を乞うない状態で自衛隊に要請がかかれることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を負うこととなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点から、上記通り、災害対策に従事する各機関を用いる立場になれば、広域的被災状況を把握する立場になれば、指定都市から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の妥否を判断すること困難である。つまり、都道府県との調整を別途要すため、一重の調整を行ふことになり、複数の機関の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が指定都市の範囲内に限定して発生するのか否かに限らず、災害法則における指定都市の位置づけに、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を乞う立場にならため、災害法則全体における指定都市の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を移譲する変更の実を実施することは不可能である。	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提としているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考へることから、本提案に至ったものである。 また、回答で「地方公共団体による対応を尽可能限りの段階で」自衛隊による対応を可能とする段階で、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を乞うない状態で自衛隊に要請がかかれることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を負うこととなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点から、上記通り、災害対策に従事する各機関を用いる立場になれば、広域的被災状況を把握する立場になれば、指定都市から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の妥否を判断すること困難である。つまり、都道府県との調整を別途要すため、一重の調整を行ふことになり、複数の機関の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が指定都市の範囲内に限定して発生するのか否かに限らず、災害法則における指定都市の位置づけに、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を乞う立場にならため、災害法則全体における指定都市の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を移譲する変更の実を実施することは不可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
56	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交際採用の可能化	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、管理職員として派遣する場合など、実務的ではない派遣については、当該回答に記載されたような研修派遣としての位置づけにはじまないケースもあると考えており、また、公益の法人等以外へ派遣するとなると追跡手当の算定等の課題があることから、事業関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。	D 現行規定 により対応可 能	民間企業の従業員をその身分を保持したまま地方公務員として任用し、公務に従事されること及び地方公務員をその身分を保持したまま民間企業に雇用されることについて、現行制度においても、以下の方法の活用が考えられる。 1 民間企業等の従業員の任用 民間企業の従業員を任用する場合、民間で体得した専門的な知識経験又は優れた職能を活用して一定期間公務に従事してもらうことが多いと考えられる。そのため、専門的な知識経験又は優れた職能を一定期間活用する場合に、候補を定めて任用する「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(昭和14年法律第48号、以下「任期付法」という)第3章第1項及第2項の活用が可能であると考えられる。 なお、任期付法第3条に基づき任期付職員を採用する場合は、必ず公募による候補者を選考する。一方で、任期付法による候補者を求める場合に、候補者を求めるにあたり、公募にこだらないこととして差し支えない場合に限りでも、採用しようとする者の知識経験又は見識を公正に検証することが必要である。 また、特定の学識・経験を必要とする職に、自分の学識・経験に基づき非専門的に公募に参画する場合には、特別職非常勤(地方公務員法(昭25年法律第261号)第3条第3項第3号)として任用することが可能である。 2 地方公務員の区分を有したままの職員派遣 研修派遣等については、職員の勤務能力の発揮及び増進を図ることを目的とする範囲で、行うことが可能である。				
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徵収、立入検査の都道府県への権限移譲	・指導・助言、報告徵収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全國一律の制度化に向け、問題点等を検討するために、手続き方式や社会実験による実現を検討するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	提案の実現に向けて検討することは可能。ただし、例えば、同一の事業者が、複数の省庁が所管する複数の事業に参入している場合、一の事業分野のみを権限委譲すると、定期報告書の報告先が主務大臣ごとに異なる等、運用が複雑化し、事業者にとって大きな負担が生じる可能性がある。 したがって、検討にあたっては、制度全体で共通の対応をとることが前提となる。	C 対応不可	4【総務省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共同) 特定事業者等(事業所等が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徵収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要することができるが、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣に通知することができます。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関の総合調整を前提としている。自衛隊の災害派遣制度は、上記の前段を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなかなか対応できず、人命又は財産の保護のため必要なと認められる場合に、都道府県知事は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待つしまがないと認められるとき、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえ、「市町村長と都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じるべきとの勧告を政府に向けている。その結果、災害対策基本法第4条の規定のを踏まえ、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができるとしたところであり、同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行える枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適しないと考えております。	C 対応不可					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
430	自衛隊災害派遣権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定して、市長から自衛隊に対する要請と譲り受け、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要なことがあると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により譲り受け、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。 詳細については別紙あり。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	別紙あり(【提案事項】、【支障】、【状況・必要性】、【効果】について記載)	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	都山市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する地域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要なことがあると認める場合には、区域内の被災・対応状況を一般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣を直接要請を認めている。 警察の運用、消防の広域連携、DMAT(災害派遣医療チーム)との連携等の事項は、何れも都道府県が権限を握っており、市町村(市町村長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法を維持したまま、自衛隊への災害派遣を直接要請の権限のみを市町村(市町村長)に譲りすれば、都道府県に区内に要請かかるかと判断され、結果のところ、都道府県の総合調整機能を担うため、自衛隊の要請を要するところとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法を維持したまま、自衛隊への災害派遣を直接要請を認めておらず、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。 近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るために、迅速かつ的確な対応が必要となっている。 人口が密集した都市部においては局地的な災害等が発生すれば被害が大きくなる可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等にあっても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を認めていた。	近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るために、迅速かつ的確な対応が必要となっている。 人口が密集した都市部においては局地的な災害等が発生すれば被害が大きくなる可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等にあっても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を認めていた。	
628	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要な場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣を要請することが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が複数化とともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものと考える。市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考える。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する地域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要なことがあると認める場合には、区域内の被災・対応状況を一般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣を直接要請を認めている。 警察の運用、消防の広域連携、DMAT(災害派遣医療チーム)との連携等の事項は、何れも都道府県が権限を握っており、市町村(市町村長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法を維持したまま、自衛隊への災害派遣を直接要請の権限のみを市町村(市町村長)に譲りすれば、都道府県に区内に要請かかるかと判断され、結果のところ、都道府県の総合調整機能を担うため、自衛隊の要請を要するところとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法を維持したまま、自衛隊への災害派遣を直接要請を認めておらず、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。 上記の通り、災害が市町村(市町村長)の範囲内に限定して発生するか否かに問わらず、災害法則における市町村(市町村長)の位置づけに総合調整機能を担うため、自衛隊の災害派遣を直接要請する場合に、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。	回答については、了解しました。	
663	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにして、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な対応策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るために救助活動等も、より迅速に対応となることが見込まれる。 【概念の解説】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を前にしておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行なう合理的な理由はない。また「要請者が集中する」との意匠については、そのような状況は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではないか。	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	横浜市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する地域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要なことがあると認める場合には、区域内の被災・対応状況を一般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣を直接要請を認めている。 警察の運用、消防の広域連携、DMAT(災害派遣医療チーム)との連携等の事項は、何れも都道府県が権限を握っており、市町村(市町村長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法を維持したまま、自衛隊への災害派遣を直接要請を認めておらず、各機関の性質・役割に沿って考慮すると、制度的に不適切である。 また、回答において「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊による派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考える。 実際の災害においては、市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえさせて、自衛隊に派遣要請を行なうものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を負う」とは困難であり、結局のところ、都道府県の調整能力を要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。	第1次回答のとおり、現行法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提としているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急なケースがあると考える。 また、回答において「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊による派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考える。 実際の災害においては、市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえさせて、自衛隊に派遣要請を行なうものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を負う」とは困難ではない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
430	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができあり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用して必要な対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に区内の被災に対する状況を一般的に掌管した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 他方、被災地においてもともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村等についても、それに基づく措置が必要である。しかし、災害対策基本法第68条の第1項都道府県の権限により、市町村長は、都道府県知事に告し、災害派遣の要請をするよう求めることができるとしてござっています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同様の要求ができるない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた後、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、都道府県知事の要請を待つまぎないと認められるとときは、当該要請を待たないで災害派遣を行なうことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長は、都道府県の旨を踏まえ、災害派遣の要請をするよう求めた場合における被災地の状況を一般的に把握することができるよう必要な措置を講じるべきとの勧告を政府に対して行なうことを受け、政府は、災害対策基本法第68条の規定を改正し、市町村長が都道府県知事に対する災害派遣要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができるとしたところであり（同条第1項後段）。現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行なうれる枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これらを踏まえれば、市町村に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考んでおります。				
626	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができあり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	提案団体には、第一次回答でご納得いただいたものと考えている。				
683	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができあり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用して必要な対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に区内の被災に対する状況を一般的に掌管した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 他方、被災地においてもともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村等についても、それに基づく措置が必要であることから、災害対策基本法第68条の第2項の規定によれば、市町村長は、都道府県知事に告し、災害派遣の要請をするべきとの勧告を政府に対して行なうことには、災害対策基本法第68条の規定を踏まえた上で、市町村長は、同様の要求ができるない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた後、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待つまぎないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行なうことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長は、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じるべきとの勧告を政府に対して行なうことには、災害対策基本法第68条の規定を踏まえた上で、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができるとしたところであり（同条第1項後段）。現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行なうれる枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考んでおります。				

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
897	直轄道路の移管路線 の維持管理費に関する 財源指置	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であるところ、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現するにはもとより、個別協議をする各都道府県でそれを踏まえた抜本的含め、慎重の協議を行った上で実現可能な見直しである。なお、所管者からの回答が「現行規定期より対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定 により対応可 能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国連について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。				
806	地域経済循環創造事業 交付金の交付申請 事務の見直し	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		D 現行規定 により対応可 能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。		4【総務省】 (5) 地域経済循環創造事業交付金 (市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。		
893	地域経済循環創造事 業交付金に関する事 務の都道府県への 移譲	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		E 提案の実 現に向けて 対応を検討	産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。		【再掲】 4【総務省】 (5) 地域経済循環創造事業交付金 (市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
892	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な制約や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 過疎法に基づく埼玉県過疎地域自立促進方針及び埼玉県過疎地域自立促進計画との整合を図るために。	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱		総務省	埼玉県	C 対応不可	過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)においては、過疎対策の主体は市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が支援することにより推進することとされており、法の趣旨に基づき、過疎地域等自立活性化推進交付金により過疎地域の自立活性化に資する事業を支援しているところである。 財政上の制約がある一方で、過疎対策の主体である過疎地城市町村に対する支援の最適化を図るには、先進的・波及性のある事業などに限定する必要があるため、全国的見地から、過疎地城市町村が行う事業が過疎地等における手帳交付金の推進交付金の目的及び内容が適正であると認定する限り、より効果的な事業が可能となる。 また、過疎対策事業は市町村単独ではなく、県の事業との連携を図ることで、より効果が発揮できる。事業によっては、複数年度に渡るものもあり、補助採択が担保されないと計画的な事業の実施が困難となることも想定される。 地域の実情を把握した県が市町村と連携したより効果的な事業を実施するためにも、交付金に係る財源・権限を都道府県へ移譲し、県から市町村に補助することで、地域の実情に合ったより自由度の高い補助制度とすべきである。	
894	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な制約や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	消防組織法第42条 第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱		総務省(消防庁)	埼玉県	C 対応不可	緊急消防援助隊は、大規模災害や特殊災害の際は被災地以外から消防力を集中的に投入する必要があるため結成するものであり、その設備の整備についても國が責任を果たす必要がある。	国は財源を確保することで責任を果たせるものと考えられる。 緊急消防援助隊の増隊計画は各消防本部の実情を勘案しながら県が実施しており、効率よく増隊を進めるには、補助事業の交付選定等を含めて県が各消防本部と相談することが必要である。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲すべきである。
895	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防防災施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な制約や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の改修拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	消防組織法第42条 第3項 消防施設強化促進法 消防防災施設整備費補助金交付要綱		総務省(消防庁)	埼玉県	C 対応不可	地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災、増加する救急需要等に適切に対応するため必要な消防防災施設のうち、特に重要なもののについては、その優先度を勘案しながら整備を進める必要があるため、国が補助制度を活用してこれを補うのが適当である。	国は財源を確保すること及び優先的に整備を進める消防防災施設の基準を示すことでその責任を果たすものと考えられる。 優先度を勘案した整備を進めるためにには、県内の消防本部の実情を最も把握している県が補助事業の消防の広域化や各消防本部の実情を踏まえたきめ細やかな施設整備を進める必要がある。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
894	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲				C 対応不可	市町村の過疎対策は、都道府県の過疎地域自立促進方針に基づき策定する過疎地域自立促進市町村計画により実施されるものであり、当該市町村計画は、あらかじめ都道府県との内容を協議することとされている。このことによつて、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が確保されており、現行においても、市町村と都道府県とが連携した効率的な事業実施が図られているものと考える。	
894	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	手上げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	C 対応不可	緊急消防援助隊は、大規模災害や特殊災害の際は都道府県内のみならず全国的規模で消防力を集中的に投入する必要があるため結成するものであり、その設備の整備に要する経費については、消防組織法第49条第2項に基づく法律補助として、国が補助するものとされている。 緊急消防援助隊設備整備費補助金については、平成30年度末までに可能な限り速やかに隊種ごとの登録目標隊数に達するよう、部隊ごとの登録隊数の状況や地域間の登録状況のバランスを勘案して配分することとしているところ。 したがって、手上げ方式や社会実験による対応は適さないものである。	
895	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	手上げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	C 対応不可	消防防災施設整備費補助金については、地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災、増加する救急需要等に適切に対応するために必要な消防防災施設のうち、特に重要なものとして整備を進めर必要があるものについて、要望団体の財政力や地域事情を勘案して、優先度を付けて配分しているところ。 したがって、手上げ方式や社会実験による対応は適さないものである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
896	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱		総務省	埼玉県	D 現行規定により対応可能な	本支援事業の一部(携帯電話等ニア整備事業)は、都道府県が市町村へ補助する制度を対象に、その事業費の一部を都道府県に交付し補助するスキーム(間接補助)となっている。それ以外(地上デジタル放送受信環境整備事業、周波数有効利用促進事業、民放ラジオ難聴解消支援事業)についても、市町村等の要望調査の取りまとめや補助対象市町村等との連絡調整を都道府県が担うことにより、都道府県による間与や都道府県内市町村の実情把握が十分可能となっている。	国が都道府県を介さず市町村へ直接交付する補助金は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。都道府県が実施する事業との連携を図り、効果を最大限に発揮する観点から、自由度を高めた上で、都道府県に移譲すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
89	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくりとの連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行ってある。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	D 現行規定 により対応可 能	無線システム普及支援事業のうち携帯電話等エリア整備事業は、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対する補助事業を実施する都道府県に交付している。 無線システム普及支援事業のうち地上デジタル放送受信環境整備事業は、平成21年に都道府県単位で整備された地上デジタル放送推進組織において、都道府県を中心に都道府県内の市町村、放送事業者、ケーブル事業者、地方総合通信局等による協議を経て作成した推進計画に基づき同事業を推進しており、都道府県による関与や地域の実情の反映が十分に行われている。 無線システム普及支援事業のうち周波数有効利用促進事業及び民放ラジオ難聴解消支援事業は、都道府県を介して、交付要綱の送付、市町村等の要望調査の取りまとめ、補助対象市町村等との連絡調整等を行っており、都道府県による関与や地域の実情の反映が十分に行われている。	4【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要望調査を行な際、都道府県が評価されることとし、その旨を地方公共団体に周知する。また、民放ラジオ難聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要な周知を行う。			